

議案第 19 号

野田市留守家庭学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

野田市留守家庭学童保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市留守家庭学童保育所設置条例の一部を改正する条例

野田市留守家庭学童保育所設置条例（昭和46年野田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表野田市立野田学童保育所の項中「5 3 5番地の2」を「6 1 1番

地」に、

95人

を

41人

に改める。

附 則

この条例は、令和7年5月1日から施行する。

提案理由

野田市立中央小学校敷地内に設置されている野田市立野田学童保育所を同校の校舎内に移設することに伴い、所要の改正をしようとするものである。

参考資料

野田市留守家庭学童保育所設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市留守家庭学童保育所設置条例（昭和46年野田市条例第6号）

改 正 案			現 行		
(名称、位置及び収容定員)			(名称、位置及び収容定員)		
第2条 学童保育所の名称、位置及び収容定員は、次のとおりとする。			第2条 学童保育所の名称、位置及び収容定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	収容定員	名称	位置	収容定員
野田市立野田学 童保育所	野田市野田 <u>611</u> 番地	<u>41</u> 人	野田市立野田学 童保育所	野田市野田 <u>535</u> <u>番地の2</u>	<u>95</u> 人
(略)			(略)		